

平成29年第1回広尾町議会定例会 第3号

平成29年3月9日(木曜日)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問

○出席議員(12名)

1番	浜野隆	2番	萬亀山ちず子
3番	北藤利通	4番	前崎茂
5番	志村國昭	6番	山谷照夫
7番	星加廣保	8番	渡辺富久馬
9番	小田英勝	10番	小田雅二
11番	旗手恵子	13番	堀田成郎

○欠席議員(1名)

12番 浜頭勝

○出席説明員

町長	村瀬優
副町長	田中靖章
会計管理者	堂場則彦
兼出納室長	堂場則彦
総務課長	鈴木孝俊
総務課長補佐	白石晃基
併総務課参事	西内努
併総務課主幹	折笠博和
併総務課主幹	山岸雄一
企画課長	長田吉弘
企画課長補佐	宝泉大
税務課長	西脇秀司
税務課長補佐	平浩則
住民課長	齊藤美津雄
保健福祉課長	大林勝則
保健福祉課長補佐	山崎勝彦

地域包括支援センター長	菅	原	樹	美	恵
健康管理センター長	佐	藤	清		美
老人ホーム所長	厚	谷	幸		則
特別養護老人ホーム所長	金	井	秀		司
農 林 課 長	松	田	哲		典
兼 町 営 牧 場 長	松	田	哲		典
水産商工観光課長	雄	谷	幸		裕
建設課長	道		淳		一
建設課長補佐	北	藤	盛		通
建設課長補佐	前	田	憲		一
上下水道課長	小	川	浩		司
兼下水終末処理センター長	小	川	浩		司
港湾課長	道	端	隆		三
港湾課長補佐	森	谷			亨
国保病院事務長	今	井	啓		容
国保病院事務次長	齊	藤	裕		美
国保病院事務次長	渡	辺	將		人

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	笹	原			博
管 理 課 長	澤	田	佳		幸
兼学校給食センター所長	澤	田	佳		幸
管 理 課 長 補 佐	山	岸	直		宏
ひろお幼稚園長	道		尚		子
社会教育課長	保	志			悟
兼 図 書 館 長	保	志			悟
兼 海 洋 博 物 館 長	保	志			悟
社会教育課長補佐	浜	頭			力
図 書 館 長 補 佐	奥	村	京		子

〈 選 挙 管 理 委 員 会 〉

委 員 長	宮	脇	昭		道
併 書 記 長	鈴	木	孝		俊

〈 監 査 委 員 〉

代 表 監 査 委 員	大	林			忠
-------------	---	---	--	--	---

併 書 記 長 菅 原 康 博

〈 公 平 委 員 会 〉

委 員 長 木 下 利 夫

併 書 記 長 木 鈴 木 孝 俊

〈 農 業 委 員 会 〉

会 長 新 海 敏 春

事 務 局 長 早 川 修

○出席事務局職員

事 務 局 長 菅 原 康 博

総 務 係 長 鎌 田 慎

総 務 係 主 事 林 菜 々 美

◎開議の宣告

1、議長（堀田） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

議員の出欠であります。12番、浜頭勝議員より欠席の届け出があります。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、萬亀山ちず子議員、7番、星加廣保議員を指名します。

◎日程第2 一般質問

1、議長（堀田） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に従い、順次発言を許します。

初めに、5番、志村國昭議員、発言を許します。

1、5番（志村） 私は、流木捕捉工、通称流木どめの設置と沿岸漁場の海底に沈んだ沈木回収処理事業の継続、拡大について国・道への要望を強く求めるべきと思ひ、町長の考えを伺います。

昨年8月、本町は、大雨による河川洪水で大量の流木が発生し、海域への流出、漂流、また海底に沈んだ沈木などにより、基幹産業である漁業へ甚大な影響を及ぼしました。漁業生産は近年にない大幅な落ち込みとなり、漁業者の生活はもとより、町内経済に与える影響も大きいと思ひます。

漂流木、また、海岸への寄り木については関係者の努力で迅速に撤去、処理されたと聞いておりますが、沈木の回収処理事業は国の支援を受け、地元漁船がかかわって2月に実施されたものの、事業実施の区域がごく一部に限定され、ほとんどの海域では未実施の状況とのことであります。この事業については、町政執行方針の中で国・道に対し事業の継続を求めていくとのことでありますから、早速行動に移っていただくことを期待しております。

さて、自然災害は予測不能とはいえ、今回の災害を経験し、弱点が明らかになったこと、また、産業、特に漁業への被害軽減対策として少なくとも何が必要なのか見えてきたのではないかと思ひます。

その対策の一つに、河川における流木捕捉工が挙げられると思ひます。私も実際現地を見ましたし、また、NHKの災害ドキュメンタリー番組で音調津川に設置された流木捕捉工の機能と効果が紹介されました。この工作物が下流域や海域に流出する前に流木を捕捉することで、流木に起因する被害を軽減することができることを強く印象づけられました。特に広尾町は河川の多い土地柄ですから、この工作物は有効な手段ではないかと思ひ、国・道に設置要望を求めるべきと思ひますが、

町長の考えを伺います。

1、議長（堀田） 答弁、村瀬町長。

1、町長（村瀬） 志村議員の質問にお答えをいたします。

昨年8月の連続台風により、河川から流れ出た大量の流木が海底に沈下した影響で、十分な漁業活動が行えない状況となり、さらには漁網被害が多額に及んでいるところであります。

台風の災害対策として、今年度平成28年度に限り、地元負担がなく全額国費による水産多面的機能発揮対策事業を活用して、海底に沈んでいる沈木の回収、処理を行っているところであります。この事業は、まず活動組織を組織して町との協定を結び、活動エリアを定めて事業の前後にモニタリングを実施することが定められております。一つの事業の上限額の縛りがあるため、作業の実施面積が限られたものになり、町全体として沈木の回収、処理が思うように進められていない現状にあります。この沈木が海域の広範囲で漁業に影響を及ぼしていることから、来年度以降も沈木の回収処理ができるように関係機関と連携を図りながら、北海道、国に要望していきたいと考えております。

流木どめにつきましては、8月の台風での河川増水時に現場を見てその効果を検証しているところであります。流木どめの維持管理をしっかりとやっていただくことは、北海道にお願いしているところであります。新たな設置につきましては、関係機関と協議しながら要望してまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 志村議員。

1、5番（志村） 沈木の回収処理事業なのですけれども、今回、国の支援事業では、今、町長の説明にあったように、予算も限られたということで、ごく限られた海域にとどまったのかなというふうに思っております。

また、地元漁業者からのヒアリングをもとに綿密な情報共有がなされたのかと、なされた上での確なポイントで実施されたのかということについて、疑問視する関係者の声があるのも事実であります。

机上の話では、なかなか効果は上がらないというふうに思います。ただ、いろいろ議論している時間的な余裕がないというのも事実だと思うのですね。というのは、この海域を利用したさまざまな漁業が営まれているわけですから、とにかく早急にこれらの事業が続けられるように要請していかなければならないかなというふうに思います。もう既に町長動かれていると思いますので、ぜひ管内4町3単協とともに行動を起こしていただきたいと思います。

それから、流木捕捉工の件ですけれども、私も実際に見てきました。音調津の川では、両方の川にあるのですけれども、大量の流木が流れてきて、それを流木どめがしっかり受けとめているとい

うような状況でした。それから、広尾川についてなのですけれども、この工作物が設置されているふ化場のあるほうの東広尾川ですけれども、それより設置されていない砂防ダムが多くある西広尾川のほうからの流木が多かったように見受けられました。

実は、私の趣味ということもあるのですけれども、昨年7月に機会があって、町内の各河川、何河川か上流から下流まで徒歩で見てきました。普段ほとんど人が入らない河川を歩いたのですけれども、そのときは、4月の大風で風倒木がかなりの数があって、ひどい状況だなというような印象を受けました。8月にああいうような状況になったわけですけれども、10月にも気がかりで何か所か歩いて見てきたのですけれども、7月に見たときよりはやっぱり相当風倒木が流されたなという印象はあったのですけれども、これから流木の予備軍となり得る風倒木がまだまだ河川敷にたくさん残っている、そんな状況で、私自身すごく不安に感じました。

恐らく、今、町長の話にもありましたように、この工作物の機能や効果については、町長も目で見ているいろんな検証をされていると思いますけれども、私は昨年のような流木による漁業被害を軽減するための有効な手段だと思いました。町長も見たり聞いたりして、どのように評価されたか、もう一度ちょっとお願いしたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 最初に、沈木の関係でありますけれども、国の事業で1,960万円という限られた事業でやっております。面積が140ヘクタール、2,800メートル掛ける500メートルという、海の中では本当に限られた区域の箇所で行っているわけでありまして、しかし、沈木の箇所につきましては、漁業者が、特にシシャモの漁をする人たちが、網をひっかけているわけでありまして、海図にそのポイントポイントをきめ細かく落としているわけでありまして、それに基づいて漁業者がそれぞれ船を出して今やっているのですが、なかなか思うように沈木が上がってこないということも聞いております。しかし、実際現場でやられている方は、シシャモ部会の方、エゾバイ部会の方、それからホッキ部会の方、定置部会の方、それぞれ船に乗り込んで沈木の処理を行っているのですが、なかなか本当に限られた事業費しかありませんので、引き続き今年度29年度も国に対して要望してまいりたいというふうに思っております。

今年、全額国費でやっておりましたけれども、水産多面的機能発揮事業というのは最初は全額国でやるのだけれども、2年、3年目は地元の負担金が出てくるだとかという事業なものですから、特にこのところ、やっぱり災害でありますから、災害対応でしっかりとしたことをやっていただきたいということを今、強く北海道、それから国に向けても要望しているところであります。

それから、流木どめの関係であります。

議員おっしゃったように、本当に流木どめ、格子状のものが河川に入っているその施設については、見事にそれにひっかって水だけ流れるという、そんな大きな効果が私も検証しているところでもあります。何といたっても木を下に、海に流さないこと、これが大前提でありまして、北海道の担当の方とも話をしているのですが、やはりそういう工作物の設置がやっぱり望ましいというふうに

言われているところであります。あわせて、やはり河畔林の木を伐採する、これも大事なかなというふうに思っております。何といても、今、道路を走っていても河畔林、水が出たところ、立木倒れたところはきれいになって、川幅が本当に一面広くなっておりますが、あの状態をやっぱり保つことが大切かなというふうに思っているところであります。

しっかり国に、まだ上流には議員おっしゃったように風倒木があるということでもありますから、その木が出てこないような、そんな河川に流木どめの設置、しっかり北海道に要望してまいりたいというふうに思っているところであります。

1、議長（堀田） 志村議員。

1、5番（志村） 昨年の台風の被害を受けて、特に洪水の関係なのですけれども、先般新聞で報道されていましてけれども、北海道開発局と道が設置した有識者会議において、温暖化によって洪水のリスクが高まるという認識が示されたようです。既存の堤防やダムなんかのハード施設では、守れない洪水が発生するという認識を持たなければならないということなのですね。新規の治水施設整備の必要性も示されたようです。

そこで、これは大事なことなので最後に言わせていただきたいのですけれども、現在、広尾町の各河川に設置されております砂防ダムなんかについては、既に土砂で埋まっているという状況なのです。本来、放水口から流れるはずの水が、完全にその放水口が目詰まりした状態で、水は全部ダムの上から流れているというところが多く見られるのです。少し河川の水が増水したときなんか、流木だとか土砂は当然ダムの上を流れるような、そんな状況で、どんどんどん下流のほうに流されている状況です。ですから、今のままでは役目は果たされていないのではないかなと思います。これはやっぱり設置者にぜひ実態を調査していただいて、本来の機能が果たされるように復旧することだとか、古いダムなんかについては、今ほとんどのところでスリット式に改良するという事業が行われているのですよね。そんな措置を講じていただき、プラス流木捕捉工の早期設置とあわせて要望していくことも大事ではないかなと思うのですけれども、それについてはいかがでしょうか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 議員おっしゃるとおりでありまして、現在設置されている砂防ダムにつきましても、やはり維持管理が悪くて土砂が堆積、効果が発揮されていないという状況にあります。このことは、それぞれ北海道の担当者も現場を見て、それは確認をして認めているところであります。北海道も河川の管理に予算配当がなかなかないというのも現実でありまして、この災害を受けて知事も、プレス発表のときにも、記者会見のときにも、やはり今後河川管理もしっかりしなければだめだということ、発表しておりますので、それを受けて河川の倒れた木、流れた木、全て撤去をした、前例にないだけのことをやっているわけでありまして。

今後におきましても、今後の対策として、今、議員がおっしゃったようなことをしっかり北海道に要望してまいりたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 次に、4番、前崎茂議員、発言を許します。

1、4番（前崎） 3点について質問いたします。

まず、1点目でありますけれども、敬老祝金の現行水準維持について質問いたします。

高齢者に支給する敬老祝金制度は、本町の開町100年の昭和43年に創設され、道内でも先進的な事業として評価されたところでもあります。創設したときの敬老年金は支給年齢が80歳以上から、支給金額は5,000円だったものが、昭和48年度に支給年齢を77歳以上に引き下げ、支給金額は1万2,000円に引き上げられ、その後も支給年齢の引き下げと支給金額の引き上げを段階的に繰り返し、昭和52年度から支給年齢を70歳以上に引き下げ、支給金額は2万4,000円に引き上げられました。さらに、昭和55年度には支給金額を3万6,000円に、平成6年度には所得税非課税高齢者には4万1,000円に、それぞれ引き上げられたところでもあります。

その後、高齢者の敬老年金の受給者が増加したことにより、平成15年度から平成21年度にかけて段階的に支給年齢を75歳以上までに引き上げ、支給金額を所得税非課税者の方には4万1,000円から2万7,000円に、課税者の方には3万6,000円から2万2,000円に、それぞれ1万4,000円ずつ引き下げをしたところでもあります。

2月14日に開催された議員協議会で、交付税等の減額に伴い財政収支が厳しいとのことで、まちづくり推進総合計画の見直しをし、現在支給している敬老祝金を平成30年度から一律支給をやめ、喜寿、米寿、100歳の節目において支給する方針が示されたところでもあります。

各種年金額が減少し、加えて介護保険料等の引き上げにより可処分所得が低下し、貯蓄ゼロ世帯は15年前の10.2%から30.8%と3倍に増加しております。このことは、29年ぶりにエンゲル係数が25.8%の高水準になったことにもあらわれております。

このような状況のもとで、とりわけ低額年金受給者の方々の敬老祝金の依存度、期待度は大きく、一定の見直しはしたとしても、現在の敬老祝金を残してほしいとの声が寄せられております。

平成18年2月に策定した自主・自立推進プランでは、平成17年度から26年度までの10か年間の財政収支計画において83億円の財源不足が生ずることから策定したものであります。とりわけ2003年、平成15年の三位一体改革により10年後の地方交付税が臨時財政対策債と合わせて平成15年度比30%の大幅な減額が予測されることから、平成16年度から2か年をかけて策定したものであります。

その際、最初に着手したのが事務事業の見直しであります。約1,500件の事務事業を各課、各係からヒアリングシートを提出してもらい、1事業ごとに評価分析しながら見直しをし、歳出の削減を図ったところでもあります。しかし、本町の平成17年度の地方交付税は臨時財政対策債と合わせて43億2,200万円に対し、10年後の平成26年度は41億9,400万円で、わずか3%のマイナスとなっております。平成15年度と比較しても12%の減少であり、当初見込んだ30%のマイナス、平成26年度の33億3,100万円から比べると8億1,300万円もの増額交付となっております。平成17年度からの10か

年で比較すると、当初の自立プランで見込んだものよりも52億1,300万円も増額交付をされており、相当の緩和がされたところでもあります。

さて、平成27年の国勢調査では5年間で851人の人口減少で、これに伴う交付税の減額は避けられないものでありますが、今までの国勢調査でも6%から7%の人口減少を乗り越えて行政運営を行ってきたところでもあります。一定の見直しをしたとしても、先達の皆さんが継承してきた敬老祝金の一律支給制度を存続すべきと思いますが、町長の見解を求めます。

2点目は、旧広尾・丸山保育所跡地の有効活用について質問いたします。

「ひろお保育園」が平成28年4月からオープンをし、子どもたちも伸び伸びと保育園生活を楽しんでいるところでもあります。

さて、そのことにより、旧広尾・丸山両保育所は、昨年3月で閉鎖されたままとなっております。両施設とも国の基準の耐震化を満たしていないことから当該施設を改築したものであり、速やかに解体撤去をする必要があります。しかし、まちづくり推進総合計画の第3期実施計画にも、解体撤去に伴う事業費が記載されておりません。それぞれの地域住民からも旧保育所の早期の解体撤去とあわせて、遊具設備の整備等により子どもたちが遊び触れ合う児童公園的な有効活用を待ち望んでおります。

新年度予算では、老朽した遊具の撤去費用は計上しているものの、新しい遊具の設置など整備計画はどのように考えているのか。

また、平成29年度の地方財政計画の中で「公共施設等の適正管理の推進」で、公共施設等の適正管理に要する経費について地方財政計画の計上額を増額するとともに、長寿命化事業等に対し地方財政措置を拡大する方針を示しております。保育所等の解体撤去の除去事業に係る公共施設等適正管理推進事業債を現行の地方債充当率を75%から90%に引き上げることが今年度から平成33年度まで拡充する方針を示しております。平成28年12月に策定された公共施設等総合管理計画の中での両保育所の解体撤去の実施時期はどのように考えているのか、お答えをください。

3点目であります。

平成29年度町政執行方針の中で「安心して暮らせるまち」、町道の整備について質問いたします。

町政執行方針の中で「安心して暮らせるまち」快適な道路と住宅環境の項目中、「町道の維持補修や道路整備については、生活環境の向上を図るため、計画的に実施してまいります」と記述されております。

しかし、去る2月14日に開催された議員協議会で、第5次まちづくり推進総合計画第3期実施計画から延期、削除された道路整備事業が15事業20路線、事業費では合わせて2億6,159万円となっております。また、実施計画どおり実施見込みの事業は7事業8路線、事業費は1億9,036万円で、実施するよりも先送りした事業のほうが多く、実施率は42%にとどまっております。

今回、先送り、削除された事業のうち、今までも当初の実施計画から先送り、見直しを余儀なくされた路線も含まれております。長年待たされてようやく整備されると期待していた付近住民も少なからずおられ、落胆の声が聞かれます。今回の実施計画では平成33年度以降になるとの説明ですが、ある住民の方は、5年待つてようやく整備されると思っていたが、さらに5年待たなく

てはならないのかと言われております。33年度以降の実施計画はどのように考えているのか、また、丁寧に住民の皆さんに説明し、きちんとした合意形成を図っていかねばならないと考えておりますが、町長の見解を求めます。

1、議長（堀田） 答弁、村瀬町長。

1、町長（村瀬） 前崎議員の質問にお答えをいたします。

1点目の敬老祝金についてであります。

先般の議員協議会でご説明いたしましたけれども、本町の財政状況は非常に厳しい見通しとなっております。このままでは平成37年度に基金が枯渇する状況でありますので、敬老祝金条例に基づき、古希70歳と75歳以上に毎年支給しております敬老祝金は、平成30年度から喜寿77歳、米寿88歳、長寿100歳の節目を迎える方に支給するよう敬老祝金条例の改正を行いたいとするものであります。

高齢者が住みなれた地域で、安心・安全に暮らし続けるために必要な福祉と介護サービス事業は継続していかねばなりません。そのために本町の財政状況を勘案して、十勝管内市町村で最も多くの市町村が敬老祝金を支給している年齢及び支給額に見直しを図りたいとするものであります。

2点目であります。

旧広尾・丸山保育所跡地の有効利用についてであります。

子どもの安全で安心な保育環境を整備するために、ひろお保育園を建設し、昨年4月に開設いたしました。ひろお保育園の開設に伴い広尾・丸山保育所は閉所いたしました。両保育所はともに築40年を経過して老朽化が進んでおり、耐震性能も有していないため、将来的には取り壊す予定であります。両保育所の取り壊しについては、中長期的な観点から、町が保有する公共施設を総合的に管理し、更新、統廃合などを計画的に実施するために策定しました広尾町公共施設等総合管理計画に基づきまして、財政状況を勘案しながら取り壊しを検討してまいりたいと思っております。

跡地有効利用については、町民皆様の意見や要望をお聞きして、まちづくり推進総合計画や過疎地域自立促進計画等の各種計画と整合性を図りながら、跡地の有効活用を進めてまいりたいと考えております。

3点目であります。

安心して暮らせるまちづくりについてであります。

町政執行方針の中で、町道の維持管理補修や道路整備について、生活環境の向上のため、計画的に実施することとして述べさせていただいたところであります。本町の第5次まちづくり推進総合計画の第3期実施計画の策定に当たりまして、人口の減少をはじめとするさまざまな情勢の変化により大幅な収支の見直しを行う必要が生じたため、実施計画の登載事業全般にわたって内容の見直しや計画からの削除、第6次計画への延期の判断も含めて策定を行ったものであります。

道路の整備につきましても事業の見直しを行ったところであり、実施計画に登載されていた事業のうち15の事業を第6次の計画へ延期することとしましたが、これらの事業を実施する時期につきましても、第6次推進総合計画の実施計画を策定する中で、道路の状況について確認を行った上で、

優先順位の検討を行い、実施計画に登載することとなるものであります。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 財源が非常に厳しいという内容のご答弁でしたけれども、確かに地方交付税の減少というのはこれからも一定程度当然考えていかなければならないわけですが、ただ、この地方交付税については、国税5税の交付率で各自治体に交付をされておりますけれども、平成17年度の臨時対策債を含む地方交付税額は20兆1,000億円であったのですね。それが18年度は18兆8,000億円、19年度は17兆8,000億円、20年度は18兆2,000億円、こういった減少傾向だったわけですが、このことに関しては、当初立ち上げた自立プランの地方交付税が平成15年度比30%減少するだろうという、ある意味そのラインに沿って地方交付税が減額交付をされてきた経緯が前半はあります。

ただ、この後、平成22年度には、20年度から比べたら6兆円も上乗せされて、24兆6,000億円、これ急伸しております。26年度においても22兆5,000億円と、新年度29年度も20兆3,500億円となっておりますけれども、平成17年度の地方交付税額よりも逆に増えているという、そういう状況となっております。2003年、平成15年度の三位一体改革から厳しい予測から見れば、逆に減額どころか増加している、これが今日の実態であります。これは結果論でありますから、ただ、当初はそういった想定は全く想定していなかったものの中で財政シミュレーションを立てて、自立プランを策定したということでもあります。

いずれにいたしましても、この自立プランの策定に当たっては2年間をかけて事務事業の見直しを含めてやったわけでありまして、特に歳出削減の大きなものとしては、例えば特別職の給料を最大20%、それから議員報酬も10%、職員の給料も5%、それぞれ削減する提案をいたしました。加えて職員数ですが、平成5年の292人に対して平成26年度は201人で、91人削減する厳しい内容でありました。実際は、平成26年度末でありますけれども、実績値は199人ということで超過して達成したところであります。

このような積み重ねをしながら自立プランを策定した経緯がございます。しかし、今回の先月の議員協議会の提案については、すこぶる唐突な感が否めないところであります。加えて言うならば、11月の議員協議会で一旦提案された実施計画案が解消された後、2月に再提案された、この点について町長としてどのように考えておられるのか、お答えいただきたいと思っております。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） まず、財政の状況についてでありますけれども、今、唐突だということのお話があったのですが、当初、第5次のまちづくり推進総合計画を立てたときにも、この財政シミュレーション、平成32年には基金がもう10億円ぐらいになるということもお示しをしているところ

であります。また、前回の第2期の実施計画を立てたとき、今3期でありますけれども、3年前の第2期の実施計画を立てたときにも財政シミュレーションの資料としても、32年では12億円まで基金が下がるという資料をずっと議員の皆様方にお示しをしているところであります。そして、今回も、第3期の実施計画の見直しに当たっては財政シミュレーション、表裏一体でありますから財政シミュレーションをして皆様方にお示しをしたという、そういうところでありますから、ぜひ流れについてはご理解をいただければというふうに思っております。

交付税のお話がありました。確かに議員おっしゃったとおりであります。特に今回、交付税を厳しく見込んだのは、やはり何といても人口の減少についてであります。議員も数字でおっしゃっていましたが、27年の国勢調査では7,030人、その前の国勢調査、平成22年では7,881人、851人で10.8%、議員もおっしゃっていましたが、十勝管内で一番減少率が高いところであります。その前の5年間はどうかというと、マイナスの5.3%でありまして、このところがやっぱり交付税に大きな影響があるところであります。

それから、自立プランのことも議員おっしゃっていましたが、確かに当初見込んだより交付税の落ち込みは少なかったのでありますけれども、この自主・自立プランに取り組むに当たって、それぞれ事務事業の見直しを行いました。確かに公債費の平準化を図るために借りかえをしたこと、これがやっぱり一番大きな案件であります。また、人件費の削減、議員おっしゃったように、議員の皆様方、職員に協力をいただいて、それぞれ取り組んだところであります。

この自立プランの中では、住民負担の見直しもそれぞれ項目に挙がっておりました。使用料・手数料の見直し、ごみ手数料の見直し、下水道料金の改定の見直し、国保税の見直し、それから敬老祝金もこのとき一律1万円にしようという見直しの案がありました。これも全て平準化と人件費と、それから交付税の減り方が少なかったという、それを受けてこの住民負担は負担をお願いしないでもできるという見通しに立ったため、このようなことになったところであります。ぜひ、その辺ご理解をいただければというふうに思っているところであります。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 先ほど、いわゆる入りの部分で、地方交付税の部分で見通しが結果として増額になったということでもありますけれども、一方で歳出の部分で言いますと、財政収支の部分で当時からほかの自治体と大きく違うのが、いわゆる借金ですね。地方債の大きさでありますけれども、平成11年度には最大ですけれども279億1,000万円あったところであります。これを計画的に返済する、加えて平成17年には港湾事業債85億円、これも国に対して財務省に繰り上げ償還するというところで、この償還補償金といいますか、大体これ7億5,000万円ぐらい上積みされたことによって85億円になったのですけれども、これについても平成22年、それから平成27年と、それぞれ25億円ずつ繰り上げ償還をしてきております。したがって、今回の町政執行方針でも言われておりますけれども、本町の地方債の借金については170億円になっているということですから、ピークの平成11年から比べると約110億円返済をしてきたということですから、地方交付税が減少する中、事務事

業の見直しで歳出削減を図って、そういった中で厳しい財政運営の中でも着実にこの地方債を返済してきたと言えるかと思えます。

したがって、地方交付税は、この10年間の見込みで見ると約1割、13%増の増額交付があった。そのほか、これも想定していない部分なのでありますけれども、平成21年度からさまざまな交付金、例えば平成21年には地域活性化・きめ細かな臨時交付金だとか同じく経済危機対策交付金、これらが毎年国ベースで5,000億円、1兆円ベースで予算化をされて、近年では地方創生交付金、こういったものも毎年のように交付をされている。この交付金というのは、ある程度フリーハンドで使えるということで、例えば住宅リフォーム助成事業に充当したり、一時的には乳幼児医療に充当したりというような形で、いわゆる従来一般財源で充当していたものをこの国の交付金で充当しているというようなこともあったわけでありまして。そのほか緊急防災・減災事業債は地方債の充当率が100%であって、この交付税のあれも70%という形で、有利なそういった事業債も新たに出てきておりますし、そういった意味では耐震化等のいろんな形で当初見込んでいない事業費も増額になっておりますけれども、一定程度国としてもそういった財源の補填的なものもあったわけでありまして。

先ほども答弁の中にもありましたけれども、実はこの自立プランの中で、いわゆる今2万7,000円と2万2,000円ですけれども、これをさらに下げて一律1万円にすると。それから、70歳以上の古希の方には2万円を支給するという形で、自立プランの今後の見通しについて計画を立てて財政シミュレーションしたところでありますけれども、この敬老祝金の現在の支給体制、これを存続することが高齢者福祉に欠かせない施策だと思っておりますけれども、改めて町長の考え方をお伺いいたします。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 今、歳出の関係についてもご意見をいただいたところであります。何といたってもやはり財政状況厳しい折に、いかに有効に国から財源を引っ張って事業を進めるか。今、議員おっしゃったように、いろんな交付金制度もあるわけでありまして、でも、それはいつときのことでありまして、ずっとそれが継続して交付されるわけではありません。1年2年で終わるのが国の交付金制度であります。

あと、歳出の関係の財政需要につきましては、やはり何といたっても東日本大震災を受けての公共施設の耐震改修、これもせざるを得ない事業でありました。緊急防災対策債という有利な補助金がありましたけれども、でも裏負担があるわけでありまして、そういったところ、大型事業がぞくぞくという新聞報道がされましたけれども、保育所、児童会館、老人福祉センター、青少年会館、広尾中学校の体育館、野塚の公民館、全てこれ避難所なのですね。第1次避難所がやはり耐震がなければ住民の安全を守れませんので、これはもうどうしてもやらなければならない、国の有利なそういった制度を活用して取り組んだというところであります。

またあわせて、その施設の老朽化、やっぱり公共施設の老朽化があるわけでありまして、特に今年度も特老、給食センターのボイラーなど、やはり改修しなければならない、今後については病院、

それから消防の庁舎、この役場庁舎、もう億単位でかかるのではないかというふうに考えているところでもあります。

また、あわせて財政状況が厳しい折でも、やっぱり住民のニーズ、時代の趨勢に即応した行政もやはり求められているところでありまして、子育て支援、保育所の第2子半額、第3子は無料であります。中学生までの医療費も無料であります。それから学童保育施設も充実をしました。妊婦健診の助成、交通費の助成、特定不妊治療の助成、交通費の助成、こういったやっぱり住民を安心して生活させるための施策も、厳しい折でもあるけれども、やらなければならないという事情もあるわけでありまして、そういったこともぜひご理解をいただければというふうに思っているところでもあります。

そして、特に借金の返済についてでありますけれども、85億円を平準化して借りかえて、50億円はもう償還をいたしました。でも、残りの35億円は港湾の分だけでも残ってくるのです。これが返済が始まるわけでありまして、それとあわせて平年ベースの公債費の償還もあるわけでありまして、そういったことを全体見通したら非常に厳しい状況にあるというところをお示ししたところでもあります。あと7、8年後の話でありますけれども、今のうちからこういった情報を皆さんと一緒に共有しながら、どう対策を打っていくかというところで財政シミュレーションをしたところでもあります。

また、敬老祝金の資料につきましては、もう議員協議会でお示しをしたとおり、本当に広尾町だけなのです。でも、これは自慢できる政策でもあるのですけれども、これからやはり広尾町をどうやって次の世代に引き継いでいくかというところでは、ぜひ高齢者の方々にご理解をいただければというふうに思っているところでありまして、引き続きしっかりと住民に説明してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） 休憩します。

午前10時49分 休憩

午前11時05分 再開

再開します。

4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） 先ほど地域活性化に係る各種交付金の関係でありますけれども、確かにこの交付金の内容についても2年から3年間の時限事業ということで、非常に見通しが無い、計画性のない部分でありますけれども、結果として、毎年度国費ベースで1兆円とか5,000億円でやられてきた事業でもあります。ちなみに、平成22年度の地域活性化・経済危機対策臨時交付金ですとか、きめ細かな臨時交付金、これらの交付金を生かした部分が25事業で、交付金の充当額も1億5,262万8,000円に上っております。また、同じく平成23年度でありますけれども、きめ細かな交付金等で24

事業、合わせて8,922万7,000円、これらが交付金を充当して本来一般財源で行う事業を国の実質的な補助金でこれを行っているというのがございます。そういった中で、これらについては、自立プラン当初の段階では想定していないプラスの部分だということが言えるかと思えます。

また、先ほど27年の国勢調査で851人、10.8%、1番目が本別の11.3%ですから広尾町は2番目の減少でありますけれども、ちなみに平成27年度の地方交付税算定台帳、これはそれぞれ毎年度交付していますけれども、これで単純に851人減った場合の人口ベースだけで試算しますと、約1億9,300万円の減少になります。ただ、この中で生徒数とか学級数だとか、あるいは65歳以上の人口、75歳以上の人口、これらは変化がありますし、特に高齢者の人口は増えておりますので、この分の交付税算定は増えるかとは思うのですけれども、いずれにしても1億5,000万円を超える交付税の減額は避けられないというふうには思っております。

いずれにいたしましても、私ども議会として団体との懇談会、行っております。そういった中で住民の声として、いわゆるまちづくり推進総合計画の実施計画の見直しについてでありますけれども、8割方決まったものが提案されてくると。その提案する前に町民の声をきちっと酌み取ってほしいという声も出されております。実際この自立プランを策定したときに、16年から2か年かけてやってきたわけでありますけれども、先ほど町長も見ておられましたけれども、この借金残高の推移のグラフですとか地方交付税の推移、このグラフ、議会ですっとお配りしておりますけれども、例えば私ども自立プラン策定に当たっては、こういったものをグラフ化にして住民懇談会で説明をして、そういった中で広尾町の財政収支状況を説明して一定の理解をいただいていたと、そういった中で事務事業の見直しもご協力いただいたといったような経過がありますけれども、今回、正直言って私どももほとんど8割方というか9割方決まったものを提案されているという形で、非常にそういった意味では、冒頭申し上げましたけれども、唐突な感は否めないという部分であります。そういった意味で、残された期間は短いのですけれども、今後こういった形で丁寧に住民の方に説明されていくのか、これについて町長の考え方を伺いたいと思えます。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 財政状況、極めて厳しいというところ、説明をさせていただきました。第3次の計画のお示しをするときに、敬老祝金がもともとから登載されておりましたから、何か際立ってこれだけをといるところが何か目立っておりますけれども、これも含めて事務事業の見直し、使用料等の見直しも進めなければだめだというふうに思っております。これを29年度、今、行政改革委員会を内部でもう立ち上げました。それから、住民の方を入れてそれぞれ行革の委員会も立ち上げてそれぞれ作業を進める予定になっているところであります。これから広尾町をしっかりと後に引き継いでいくために、しっかりと財政運営をしていかなければならないというふうに思っているところであります。しっかりと住民の皆さん方にも説明をして、そしてお願いをして、そして理解をいただく、そんなきちっと、そういった丁寧に進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） ある80代の高齢者でありますけれども、この敬老祝金が29年度をもってなくなるわけですね。その話を聞いた80代の高齢者は、今年でもうもらえなくなるの、困ったな。実は、この方12月生まれなのですね。ですから、今年の12月もらったら来年以降もらえないというような、そういった発言なのですけれども、そういった社会的弱者といいますか、とりわけ公営住宅にお住まいの方の6割から7割は、いわゆる国民年金を含む低年金受給者が多いというふうに言われております。そういった意味では、本町では高齢者福祉を賄っていき、そういった意味でそういったお年寄りの方にもきちんと耳を傾ける、そういった行政執行を期待したいと思っております。

次に、広尾・丸山両保育所の跡地の有効活用ということなのですが、昨年12月に公共施設等総合管理計画を策定しておりますけれども、本町においても施設も多岐にわたっているわけであり、ただ、1次質問でも申し上げましたけれども、地方債のいわゆる充当率が従前の75から90に引き上げられたと、これが29年度から5年間の時限立法的な部分があるかと思えます。そういった意味では、この間に事業を実施することが優位性があるということでもありますから、そうすると5次のまちづくりでは、先送りになりますけれども、第6次の初年度33年度までには一定程度の計画をしなければならないのかと思うのですけれども、その点についてお答えいただきたいと思いません。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 取り壊し等の実施年度等については、第1次で答弁させていただきましたけれども、何といたっても財政状況をしっかりとらみ合わせながら、計画的に進めてまいりたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 実際、昨年4月に閉鎖されて、遊具も黄色いテープで巻かれていて使用不能の状況であって、私もそこを通るたびにもったいないなという感じが率直にいたしました。特に広尾保育所は、例えば地域、要するに児童公園的なものが例えば丸山公園ですとか、桜が丘公園、あとつつじが丘にもちびっ子ひろば等に遊具がありますけれども、北の市街地には一定程度のそういったちびっ子ひろばあるいは児童公園的なものが整備されておりますけれども、いわゆる南の市街地といいますか、以前、入舟にもありましたけれども、それはもう撤去してありません。そういった意味では、地域のお母さん方が、せっかくの広尾保育所の遊具あるいは公園的なものについて、ぜひ整備してほしいといったものが寄せられておりますし、さきも申し上げましたけれども、団体との懇談会で二、三そういった児童公園的なものを整備してほしいというような要望もあるわけであ

りますけれども、この点についてはどういうふうを考えているかお答えいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 跡地の有効活用につきましては、議員もおっしゃったとおり、私どももしっかり住民の意見、要望等を聞きながら判断していきたいというふうに思っております。当面、環境整備については、草刈り等含めて維持管理等してまいりたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 広尾保育所には、ブランコが3基、これ1基3人乗りなのですね。そのほかにあと3種類、4種類ぐらいありますけれども、今回、撤去費用47万5,000円予算計上されておりますけれども、ただ、この3基のうち1基ぐらいは見た目で、目視検査ですけれども、打音検査しておりませんけれども、何か見えそうだなと、多少のペンキを塗る程度で見えそうだなと。それから、バックネットもあるのですけれども、これもフレームだけあって網がないものですから非常にもったいないなと思うのですけれども、これもペンキを塗れば見えそうだなと。

例えば、広尾町、大変財政が厳しいということですから、例えばそういった部分を多分ペンキ代とかネット代とか、直営なりあるいはボランティアでそういった形で整備すれば、そういう意味で、地域の方々に開放できるというような形で有効活用が可能ではないかというふうに思うのですね。そういった意味では、地域の方々の意見等を聞きながら、あるいはまたまちづくりに参加するという意味で、まさしく住民参加のまちづくり、協働のまちづくり、それらを実現、具現化するためにもそういったワークショップ的な部分も早急に進める中で住民要望に応じていく必要があるのではないかと思いますけれども、その点についてお答えをいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 遊具等施設の撤去につきましては、今、議員おっしゃったご意見もありますので、実施に向けて十分その辺については勘案して判断してまいりたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 次、3点目の町政執行方針に係る町道の整備について、再質問いたします。

今回の質問3件とも、第5次まちづくり推進総合計画第3期実施計画に絡む内容でありますけれども、今回の町政執行方針の中で、町道の整備等については生活環境の向上を図るために計画的に実施するとなっておりますけれども、先ほど1次質問でも言いましたように、6割近い事業が先送りということであります。実際、今回先送り、削除された中でも今まで町のほうに何回か要望書を

提出したり、そういった中で今まで来たわけでありましてけれども、既に先送りで今まで5年待ったと。実際28年度に設計費の予算があるのですけれども、それものらないまま先送りされたということで、今まで5年待ったけれども、33年ということになると、さらに5年待たなければならない。

それは、ただ、33年度に全てが実施できるわけでないわけでありまして、33年度から42年度までの長いスパンの中で考えていかなければならないということとなると、道路の中で表層が破損していて、あるいは段差がひどいところ、そうでないところもまだありますけれども、そういった意味で、別にこれ住民の皆さんに今まで何年度には整備できますよという説明を繰り返してきたものが、今回その年度が示されないとなると、非常に住民も不安を感じますと思うのですけれども、その点について今後の実施計画等についての考え方についてご説明いただきたいと思っております。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 財政収支状況等についてのときも、いろんな考え方をお示ししたのでありますけれども、やっぱり財政全体に目を配ったときに、どうしてもやらなければならないところ、子育て支援、高齢者の社会保障の問題、それから広尾高校をどうやって守っていくのか、経済対策をどうするのか、やっぱり働くところがだめですから産業振興どうするのか、もう多々いろんな課題があるわけでありまして、その中で何をやらなければならないかというところを勘案して財政シミュレーションしながら財政運営をするというところがございます。この普通建設事業費も総体どの程度の枠でということもやはりあるわけでありまして、その中で何を緊急的な優先順位をつけるかというところ、現場を見させていただいて判断をさせていただいたところでありまして。しかしながら、急に傷んだりするところは、計画のないところも、そういうことがあれば維持補修の中で補修するというところも十分可能であります。実施計画から外れたというところ、住民にしてみれば、ちょっと議員おっしゃったとおり落胆するかもしれませんが、町全体の財政運営についてご理解をいただければというふうに思っております。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） この課題ばかりでなくて、やはり町の財政の実態も含めて町民の皆さんに明らかにしていく、そういった中では丁寧な説明をしていかなければならない。ちなみに昨年10月ですか、秋に行われた町政懇談会もそういった部分の説明がなかったわけでありまして、やはりわかりやすく住民に、いつも町政懇談、秋にやっていますけれども、それを待たずに一定の方針が出ればそういった中で説明していく必要があるかと思っております。その点について最後に、町長の考え方をお聞きしたいと思っております。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 今、行政改革につきましては、内部で委員会を立ち上げまして、あと4月に町の方を入れた委員会を立ち上げまして、それぞれ行革の骨子を決めることになっているところであります。

当初6月に議員の皆様方に報告をするというところ、前回の議員協議会でお示しをしたところですが、スケジュール的には6月に成案をするというのはちょっと難しいかなというふうに思っています、そのときには中間報告的なことをさせていただいて、そして9月には行革の成案を示したいという、これはまだ予定でありますけれども、でき上がり次第、それぞれの直近の議会でお示しをさせていただければというふうに思っております。その後、秋の町政懇談会を待たずにでき上がり次第、それぞれ住民のほうに説明に上がりたいというふうに思っているところであります。よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） 次に、11番、旗手恵子議員、発言を許します。

1、11番（旗手） 初めに、就学援助入学準備金の前倒し支給について教育長に質問します。

私は、昨年9月定例会の一般質問で、就学援助の入学準備金の早期支給を取り上げました。就学援助の入学準備金の支給が入学後となっていることが国会でも取り上げられ、文科省が援助を必要とする時期に速やかに支給できるよう十分配慮するよう通知していると答弁していること、各市町村教育委員会にも通知が出されていることも示し、早期支給を求めました。

教育長は、先進地の算定の仕方がわからないが、やり方によっては早期支給も可能かなと思う、先進地の方法、やり方、どういう算定をして速やかに出しているのか調査させていただきながら、就学援助の目的、趣旨に鑑みて教育の機会均等を図っていきたいと答弁されました。その時点で入学前支給が実施されていた新潟市、福岡市、東京板橋区の例を示しましたが、道内での先進事例は残念ながら承知していませんでした。

しかし、「子どもの貧困」が深刻化するもとの、この取り組みを重視する動きは急速に広まっています。札幌市、苫小牧市、室蘭市、江別市、夕張市、美幌町、奈井江町、津別町では3月支給実施を決め、北見市、知内町、寿都町でも実施に向けた検討をしているといます。十勝管内でも士幌町がきのうの一般質問に対し、新中学生は3月中に支給し、新小学生は入学後できるだけ早い時期に支給すると答弁があったそうです。子どもの入学式を前に、ランドセルや制服など購入するための入学準備金は、今、必要です。そこで、事務手続を円滑に進めるためにも、第一に就学援助の周知時期や相談体制を早める必要があると思います。

本町では、これまで4月の始業時に各学校へ全児童生徒分の就学援助案内と申請書を配付し、4月中旬に申請書を回収し、支給時期は6月中旬から下旬ということです。ここから改善すべきではないでしょうか。

就学援助の改善・拡充については、道議会でも取り上げられ、北海道教育庁は昨年9月定例会後、市町村教育長に向けて通知を出していると聞いています。また、今年2月7日の道議会文教委員会で、保護者に対して入学前に周知している自治体が約2割にとどまっていることが判明し、岸指導

担当課長は「周知時期の具体的な把握と取り組みに工夫している市町村の事例を情報提供するなど、就学援助の積極的な活用を促す」と答えたということです。道からの情報提供はあったのでしょうか。昨年9月の私の一般質問後どのような検討がされたのか質問します。

国の2017年度予算案で、要保護世帯に対する就学援助のうち、新入学児童生徒に対する入学準備費用の国の補助単価が約2倍に引き上げられました。小学生に対する補助単価は現在2万470円が4万600円に、中学生は2万3,550円から4万7,400円に引き上げられます。これは共産党の田村智子参議院議員が文教科学委員会で、ランドセルや制服などの費用と就学援助が大きく乖離していることを指摘し、抜本的に引き上げるよう要求し、文科大臣が乖離を認め、調査と対応を約束し、文科省が新入学費用の実態を調査し、財務省に引き上げを要求、折衝の結果、生活保護の教育扶助の単価まで引き上げられることになったものです。補助単価の引き上げは、本町の新年度予算案に反映させているのでしょうか。

準要保護世帯についても、引き上げは当然必要と思いますが、準要保護世帯に対する国の補助は2005年に一般財源化で廃止され、自治体の裁量に任されています。本町は生保基準の1.5倍と手厚い支給をしていることは適切な判断だと思います。同時に国に対して交付税算定額の引き上げを求めるべきと思いますが、教育長の見解を求めます。

次に、マイナンバー制度の取扱状況について町長に質問します。

日本に住民票を持つ人全員に12桁の番号を割り振り、税や社会保障の情報を国が管理するマイナンバー制度が2015年10月に施行され、2016年1月から制度の運用が開始されました。運用から1年3か月目に入りましたが、通知カードは全ての世帯に届いたのでしょうか。

また、個人番号カードの申請数と交付率はどうなっていますか、お答えください。

昨年1月19日、道新の社説に「マイナンバー 何のための制度なのか」が掲載されていました。「疑念と不安が解消されないまま、国民一人一人に12桁の個人番号を割り当てる社会保障と税の共通番号制度の運用が始まった。当初は税、社会保障、災害対策の3分野に活用を限定するはずが、メタボ健診の記録も加えられた。2018年からは預金者の同意があれば、預金口座に個人番号をつけることも決まっている。政府の構想は膨らむ一方だ。希望者に交付される個人番号カードに、健康保険証を統合し、キャッシュカード、クレジットカード、電子マネーなどの機能を持たせることまで検討されている。結びつく情報が増えれば増えるほど、漏えいした場合の被害も大きくなる。サイバー攻撃に対する備えなど、自治体や企業の安全対策は到底万全とは言えない。マイナンバーの利用性を高めるという名目で、リスクを顧みず、本来の目的とは無縁の用途に広げるのは許されない。個人番号は一体何のために必要なのか。出発点に戻って問い直す議論をすべきだ」との社説です。

昨年10月には東京地裁で国を相手取り、マイナンバー違憲訴訟の口頭弁論が行われ、国側はマイナンバー制度の危険性を認めた回答書を提出しています。回答書で国は、制度において想定し得る客観的な危険として、一つ、集積・集約された個人情報外部に漏えいする、二つ、番号の不正利用（成り済まし）等により財産その他の被害が発生する、三点目、国家によりさまざまな個人情報が個人番号を鍵にして名寄せ・突き合わせされて一元管理されるなど、五つの危険性を認めていま

す。政府が個人情報を一元管理することに対する町民の不信と不安が払拭されていないことが交付率の低さにあらわれているのではないのでしょうか。

今、確定申告の時期です。国税庁は申告書にマイナンバーの記載を求めています。未記載の場合も受理するとし、罰則規定もないことを町民に周知していますか。さらに、市町村が普通郵便で事業者へ送る住民税の特別徴収決定通知書にマイナンバーを印字しようとしていることについても、不安の声もあります。一つには、通知書に個人番号を記載して送付することに法的根拠はないという点です。番号法第19条は個人番号の提供の禁止とその例外を定めたもので、第1号では個人番号利用事務実施者、市町村は必要な限度で個人番号関係事務実施者（事業者）に番号を提供することができるとしています。これは、できる規定であり、義務規定ではありません。通知書への番号記載はしなければならないことではないと思うのです。

昨年11月に総務省が送付した事務連絡には、通知書の番号記載が義務であるかのように書かれていたようですが、義務ではないことをはっきりさせるべきと思います。また、従業員が事業者に知らせないのに、市町村が従業員の個人番号を事業所に知らせることは、従業員から見れば個人番号の漏えいであり、事業所から見れば個人番号の押しつけになるのではないのでしょうか。危険を無視して強行すれば、情報漏えいリスクを高めることになると思いますが、町長はどのようにお考えでしょうか、答弁を求めます。

1、議長（堀田） 答弁、笹原教育長。

1、教育長（笹原） それでは、旗手議員のご質問にお答えをします。

就学援助入学準備金の前倒し支給についてのご質問でございます。この件につきましては、お話にありましたように、昨年の3定議会におきましても同様のご質問があったところでございますが、このことを受けまして、これまでも各自治体の実施状況や実施に当たっての課題あるいは管内自治体での動向なども、関係者と意見や情報交換なども行ってきたところでございます。

それでは、大きく3点にわたる質問かと思えます。

初めに、1点目の就学援助の周知の時期・相談体制であります。周知の時期につきましては、入学時や1学期の開始時に児童生徒を通じ、全家庭にこの制度の案内書と申請書を配付するとともに、町のホームページにも通年で掲載をし、随時申請を受け付けているほか、特にひとり親世帯の転入にあっては、転入時に当該制度の周知を図ってきております。

また、保護者からの申請の有無にかかわらず、町の福祉担当部局や学校からの情報提供などにより、対象者の把握に努め、認定の可否を機械的に判断するのではなく、家庭の事情等も拝聴するなど、随時、就学援助の相談に当たってきているところであります。

次に2点目の道議会文教委員会での道教委の担当課長の答弁にありますが、先般改めて道教委より就学援助事業の充実についての通知があり、特に保護者への十分な周知と適切、迅速な認定、支給時期に努めるよう指導があったところであります。

続きまして、3点目の国の補助単価の引き上げについて新年度予算に反映をされているか、また、

準要保護世帯への国の財政措置を求めるべきではないかとのご質問であります。前段につきましては、国の補助単価と同額を新年度予算に計上しております。

また、後段の国への財政措置の求めについてでありますけれども、このことにつきましては、他の自治体とも対応等、足並みを今後そろえていきたいというふうに考えております。

本町といたしましては、先ほども申しあげました道教委からの通知なども十分に踏まえ、周知の適切な時期を徹底するとともに、前倒し支給について、今後、他の自治体の動向あるいは課題解決に向けて情報交換を行うなど、実態に即した就学援助の支給をさらに検討してまいりたいと考えております。

以上で、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 続いて答弁、村瀬町長。

1、町長（村瀬） それでは、私のほうからマイナンバー制度の取扱状況についてお答えをいたします。

1点目の申請者数、交付率の関係であります。

本年2月末現在、通知カードにつきましては、人口7,157人に対しまして、保管件数は7件であります。引き続き文書で受け取りにつきまして通知をしていくところであります。個人番号カードにつきましては、同じく2月末現在、申請者526件に対して交付件数440件でありまして、申請者に対する交付率は83.7%であります。また、対人口に対しましては6.1%であります。

2点目のマイナンバー違憲訴訟の関係であります。

平成28年10月4日付にて国から求釈明に対する回答書が東京地裁に提出されました。この中で国は、番号制度における個人情報保護措置は何らかの個人情報保護措置も講じなかった場合に、個人情報の漏えい等の客観的な危険性が生じ得ることを想定した上で、係る危険の具体化を防ぐことを目的としたものとして回答しております。それに伴いまして、国ではさまざまな対策を講じていくとしているところであります。

3点目のマイナンバー制度に対する国民の懸念の一つに、国家により個人のさまざまな個人情報が名寄せ・突合されて一元管理されるのではないかとあるところであります。これに対して国は、対策として本人確認措置などの制度面における保護措置、個人情報を一元的に管理せずに分散管理を実施するなどのシステム面における保護措置を設けて懸念の払拭に努めております。

また、通知カードがあれば行政の手續等に支障がなく、メリットが感じられないことも交付率の低さになっていると思っております。懸念の払拭に努め、個人番号カードの利便性向上が図られ、個人番号カードを持つことのメリットを感じることができれば、交付率も上がってくるのではないかと考えられます。

また、システムのセキュリティ制度や運用面における個人情報の保護を徹底するとともに、住民の皆様が安心してマイナンバーを利用していただけるよう、より一層の周知、広報に努め、制度の運用について遺漏のないよう対応してまいりたいと思っております。

4点目であります。

所得の確定申告は、現在、本町でもお受けをしているところであります。議員の質問にもあったとおり、マイナンバー制度の導入によりまして、今回の確定申告からマイナンバーの記載が義務づけられております。それが前提でありますけれども、今回からの制度適用ということで、実際に申告を受け付ける際にどう対応すべきか、昨年末に税務署の指示を確認したところであります。その中で申告書にマイナンバーの記載をすべきが原則指導ではありますけれども、どうしても番号を記載できない事情などがある方についても、申告自体は受け付けしても差し支えないという税務署からの回答をいただいているところであります。

ご質問で住民に周知しているかというところでありますけれども、もちろんマイナンバーの記載がなくても罰則がないことを含め、申告受け付けの際には住民の方々に個々に十分ご説明を申し上げ、対応させていただいております。

次に、5点目であります。

ご質問のとおり、今年の春から個人住民税の特別徴収事業者の皆さんにお送りをしている税額通知書につきましても、法改正によりましてマイナンバー記載をしなければならないことになっております。ご質問ではマイナンバーの記載、印字やその文書送付に不安の声があるということでありましても、総務省からの通知では、事業者の方々への送付に関し、例えば郵便の配達誤りや紛失、開封誤りを防ぐよう、市町村に幾つかの助言、指導がなされております。例えば郵便の際に会社名だけではなくて、細かい部署名や担当者名まで記載することなどでありまします。本町でも助言を参考にしながら慎重に事務を取り進め、安全な送付を行ってまいります。

ただ、特別徴収事業者で、例えば大きな企業ですと、複数の市町村から税額通知書の送付を受けることとなります。今後、十勝管内など他の市町村の取扱内容や送付方法も調査をする中で、よく照らし合わせた上、検討させていただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11番（旗手） 1点目の就学援助の関係ですけれども、今の教育長の答弁では、本町では入学前に、3月中にこの入学準備金の支給ができるような状況にあるのかどうか、そこのお答えがなかったと思いますが、もう一度確認させてください。

1、議長（堀田） 笹原教育長。

1、教育長（笹原） 以前にもお話ししたと思うのですがけれども、要保護世帯であれば事前にある程度支給は可能かなと思います。ただし、準要保護世帯になりますと、さまざまなケースがあるものですから、それを判定するための所得を例えば見て判定をしなければならない場合があるものですから、そのところで前年度の所得なのか前々年度の所得を引用するかによってその支給時期が

大きく変わるものですから、そのところがきちんとクリアできれば、それは可能かなというふうには思っております。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11番（旗手） そういうことも想定されますから、私はこの3月にぜひ支給をしていただきたいという思いがあったので、去年の9月の議会で質問させていただいたのです。それで、その9月の時点では、道内で3月に支給しますというところはなかったのですが、でも私は注意深くいろんなものを見ていましたら、苫小牧市では12月1日の一般質問に答えて、先行的に現在の6年生から3月支給で実施するということを表明しています。室蘭では、これも12月の一般質問に答えて、新年度の入学前に支給できるように準備を進めていると言って、実際には3月支給になるのです。それから、江別市では、今教育長おっしゃいましたように、新中学生の入学準備金は年度内の3月に支給しますと、新小学生については、前年度収入が確認できないので難しいというふうには答えたのですが、その後前年に幼稚園だとか保育所を利用している場合には、就園奨励金だとか保育料の確定に提出された収入証明など活用できないかということが検討課題となって、検討した結果、3月に支給ということが決まっているのです。それから、札幌では、所得証明の発行が5月以降になるとか3月下旬に転居する家庭も多いという理由で実施を渋っていたわけですが、入学準備金の返還が必要となるケースは少ないという指摘を受けて、12月議会で3月支給実施に踏み切るということを表明しているのです。

本町でも、3月下旬に就学援助を受けていた方が転居するとか、そういうこともあるかと思いますが、件数としてはそんなに多くないのではないかと思います。その点はどうでしょうか。

1、議長（堀田） 笹原教育長。

1、教育長（笹原） 今、全道の例等もお話しいただきまして、先ほどお話ありました土幌町も管内ではさっきお話ありましたように実施に踏み切ったということで、ほかの十勝管内いろいろ情報等も、いろいろやりとりもさせていただいているのですけれども、土幌町さんにおきましては、先んじて報道ありましたように、そういう小中学生の就学奨励金の入学前支給を実施すると。ただし、先ほど申し上げましたように、例えば判定した後でそれが変わった場合も支給したものの返還をさせないだとか、そういう何かの取り決めをきちんとしなければなかなか、例えば異動になった先で条件が違えばまた二重取り支給するところもあれば、両方でもらえないというケースもあろうかと思うのですね。そういったことで、やはりどこかである程度の統一的なこと、そういうものを示していただければ、スムーズに各町村、自治体、遂行できるのかなという思いで話をさせていただいております。

そうした中、先ほど道教委の話もありましたけれども、文科省のほうからこれまで補助金で対応していて、どうしても前年度に支給する部分についてはペナルティがあるとかということもあるも

のですから、やはり今日的には文科省のほうもそういった事態には早急に前倒し支給するような、そういう考えがあるようでして、それについての問い合わせ、各自治体に先行してやっているところが、どういう要綱でどういうやり方でやっているのかという資料を今取り寄せています。ということは、もう文科省も大なり小なり近いうちにそういったことを、ある程度の、法制できるかどうかはわからないのですけれども、整備をしながら遂行していく考えがあるようですので、まずはそういったところの動きもちょっと見てまいりたいなというふうに、今考えているところであります。

1、議長（堀田） 昼食のため、休憩します。

午前 11時50分 休憩

午後 1時00分 再開

再開します。

11番、旗手恵子議員。

1、11番（旗手） 入学準備金の前倒しの支給というのは、国も道も奨励しているわけですよ。それで、今回明らかになったのは、3月支給ということが道内でも、また、十勝管内でも先進例ができています。ですから、そういう状況をきちんと調査をして、やっぱり入学前に、必要なときに入学準備金が支給できるように、遅くなるというのは今回限りにしていただきたいと思うのですが、その決意がとおりかどうかお聞きしたいということと、それから申請の時期ですけれども、4月、学校が始まってからではなくて、3月のうちに申請書もお渡しすると。案内をして、そして申請を受け付けるというふうにしなないと3月支給というのは難しいと思うのです。その点について、考え直すお考えはありますか。

1、議長（堀田） 笹原教育長。

1、教育長（笹原） 1点目の関係でございます。

先ほどもお話をさせていただきましたけれども、例えば準要保護世帯、いろいろな世帯があるわけでございます。児童扶養手当の受給世帯ですとか非課税世帯等々あるわけですけれども、それによって切りかえ時期ですとか、もうさまざまでございます。ですけれども、このことも含めて今先ほどお話ししましたように、国での要綱等を定めるというような動きもあろうかとは思いますが、これを待っては相当また時間も要するのかなということも考えられますので、実際お話ありましたように全国的にも先進地事例もございます。もちろん管内の自治体におきましても実施されているところもございますので、例えば本町におきましても、対象世帯というのはそれほど多くないと思うのです。そういったことも含めて、福祉部局あるいは関係部局とよくその世帯の状況等も情報交換をする中で、町として総合的に判定をし、何とか前倒しできるような、そういっ

た形に進めてまいりたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、2点目の関係でございます。

お話ありましたように、やはりその時期では、どうしても手続等もその後の対応も遅くなりますので、今考えておりますのは、保育園あるいは幼稚園、そういったところの2月ぐらいの時期に、入学に関係なくそういった事前の児童の段階から保護者のほうへ、またそういった情報の周知も図ってまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11番（旗手） それでは、次にマイナンバーの関係でお聞きをしたいと思ひます。

今、町長の答弁を聞きましたら、本町でマイナンバーの個人番号カードを申請して交付を受けたという数字ですけれども、6.1%というふうにお答えになりました。本当にもうわずかな方しか必要性を感じていなくて申請、交付を受けている方も少ないということですよ。やっぱり今さまざまところで言われていますけれども、情報の漏えいだとか、そういう危険性を感じているから申請、交付を受けないのではないかなというふうにも思うのです。それは広尾町だけではなくて、裁判なんかでは国が回答書でもそういう危険性があるということ認めているところに、低さというものと関連しているのではないかと思ひますが、町長はどのようにお考えですか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） カードの交付率が悪いのはというところの話でありますけれども、カードはそれぞれ通知をされて、もう背番号、全国民がもうついているわけですから、カードを持ったからといってそれがいいだとか悪いだとかという話ではなくて、もう既に全員に番号が振っているわけありますから、その番号を通じて手続をするというだけで、カードを手にしたからといってそれが大変な、なくしたりすれば大変だとか盗まれたら大変だとかというところの心配とは違うような気がするのですけれども。ですから、交付率が低いというのは、皆さん方、使い勝手のメリットがやっぱり低いのでしょうか。通知カードを持っていて、自分の顔写真が入った免許証なり持っていったら手続ができるわけありますから、別にカードがなくてもね。でも、カードがあったほうが便利なのは確かなのです、1回で終わりますから。そういった理解がまだ低いのかなというふうに思っているところであります。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11番（旗手） それと、もう一点お聞きしたいのは、住民税の特別徴収決定通知書に町のほうから番号を振るということは、するのですか、しないのですか、そこをお願いします。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 特別徴収のことですよね。これは番号を振ることに法律でなっておりますので、番号を振ります。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11番（旗手） 町長、法律で決まっているからというふうに今おっしゃいましたけれども、番号法の第19条では、個人番号の提供の禁止とその例外を定めたもので、市町村は必要な限度で個人番号関係事務実施者に番号を提供することができるというふうになっていて、できる規定で義務規定ではないというふうな解釈がされると思うのですけれども、どうですか。しなければならないという法律にはなっていないと思うのですが。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 法律第19条第1号の規定だというふうに思いますけれども、この中では地方税法によりまして、個人番号関係事務実施者である特別徴収義務者に対しまして、従業員の個人番号を記載した特別徴収通知書を送付することになるという、そういった通知がございますので、それに基づきまして広尾町としては番号を記して通知をしたいと思っております。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11番（旗手） さっきの1次質問でも言いましたけれども、番号法の第19条は個人番号の提供の禁止とその例外を定めています。第1号では、個人番号利用事務実施者、市町村は必要な限度で個人番号関係事務実施者（事業者）に番号を提供することができるとしていて、これはできる規定であって義務規定ではないという判断が成り立つと思うのです。ですから、従業員が事業者に知らせないのに、市町村が従業員の個人番号を事業所に知らせるということは、従業員から見れば個人番号の漏えいになるのではないですかということをお聞きしたのです。ですから、そういう点で言うと、ちょっとその番号法の解釈の部分で違うところがあるのではないのかなと思うのですが、どうでしょうか。

1、町長（村瀬） ちょっと済みません。

1、議長（堀田） 暫時休憩します。

午後 1時09分 休憩

午後 1時10分 再開

再開します。

西脇税務課長。

1、税務課長（西脇） 旗手議員さんのご質問の件でありますけれども、番号法の中ではこの番号の提供、この税についてのところ、細々とは決めておりませんで、確かにできる規定どまりなのですけれども、地方税法と総務省令の中でこれによって事務を行ってくださいという指示がございしますので、それに必ず従わなければならないのかと言われますと、罰則や何かといういろんな観点があるのですけれども、普通に事務を進める上において市町村の判断で勝手に通知しないということとはできないというふうに、せんだってQアンドAの通知がございました。それに従いまして、広尾町はそれを拒否するまでの根拠もないということで番号を付してということで考えております。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11番（旗手） 番号法では、今、課長もお認めになりましたけれども、できる規定にとまっているのです。その後に総務省が事務連絡ですとかそういうものを出してきて、その中で義務であるかのような表現、今、課長がお話しになったことだと思うのですが、そういうことが書かれていたようですけれども、法的には義務ではないということは、私はっきりさせておかなければならないことではないかなというふうに思うのです。

さっき言いましたように、従業員が事業者に知らせていない番号を町が知らせるといことになると、情報の漏えいということにも広く考えるとつながっていくのではないかなと、非常にこれ微妙な、そして危険性をはらんだことにもつながっていくのではないかなというふうに思うものですから、その1点だけ確認させてください。

1、議長（堀田） 西脇税務課長。

1、税務課長（西脇） ご質問の内容、よく捉えたつもりなのですけれども、もしそういうような方がいた場合の懸念ということで理解しますが、今の段階では番号提供を拒否している従業員の方はいらっしゃらないというふうに聞いておりますし、先ほどのやりとりの中でも若干出たかと思っておりますけれども、番号を漏れないようにいろいろな方策を講じるようにという指示は受けておりまして、それを遵守していただいた中で番号を活用するというので私どもも判断して、それに従うほうがいいだろうということでございしますので、漏えいがあったら本当に大変危険なことですが、それがないように万全の策を講じたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11番（旗手） 送付の方法は普通郵便で送るということですか。書留で送るとか、さまざまな取り扱いもあるようですが、本町はどのようにしようと考えていますか。

1、議長（堀田） 西脇税務課長。

1、税務課長（西脇） 送付の方法も当初全国的にも普通郵便ということで皆さん想定しておりました。総務省のほうからも特に指定はないのですけれども、今、管内の動向も調査しております。先ほどの答弁の中にもありましたけれども、他町村の動向も見て、もし簡易書留に踏み切るところが非常に多いということであれば、ちょっと検討もさせていただければなというふうに思っております。

1、議長（堀田） 次に、6番、山谷照夫議員、発言を許します。

1、6番（山谷） 役場機構に防災係を設置する考えがないかについて質問いたします。

地球温暖化などの気候変動は、想定を超える記録的な豪雨や経験したことのない局所災害をもたらし、激甚化が進んでいます。帯広測候所がまとめた2016年の気象状況によると、昨年6月、7月には、日照時間がないはずだった天候が続き、8月の連続台風で十勝各地では計4名の死者、行方不明者が出るなど、記録と記憶に残る1年となっております。その主な要因には、爆弾低気圧や地球温暖化、そして聞きなれない負の北極振動などの影響が挙げられています。

ご承知のとおり、広尾町も暴風、大雨による風倒木や流木被害、停電、断水の発生など、自然災害の認識と対応策が重要視されています。

現在、役場機構に防災係の部署を設けず、企画課が防災対策についての計画等の策定や防災体制の確立、強化を図り、積極的に取り組んでいます。避難対策においても避難場所や避難階段、そして屋外拡声器と個別受信機も設置しております。また、防災ガイドブックや土砂災害ハザードマップなどを作成し、全戸に配布しています。さらに、自主防災を17町内会に結成しています。秋季、冬季に津波避難訓練や厳寒期に耐寒1泊訓練を実施するなど、広尾町の防災・減災対策は他町村から評価され、先進事例の視察や見学を受けていることは承知しています。

さて、広尾町は、十勝沖で最大クラスの地震が発生した場合、十勝港に到来する津波の高さは29.4メートルと公表されています。この3月21日、平成28年度冬季防災訓練を所定の地区で開催すると周知されています。また、500年間隔発生 of 十勝沖地震が400年を経過しており、いつ起きてもおかしくない状況にあります。このような広尾町の役場機構の部署に「防災」という名称がないことが、対外的、イメージ的、町民目線からもわかりづらいと考えます。道内、管内の他町村の役場機構図を見ても、防災係という部署を設けている町村が多いようであります。

町長は、昨年、新聞報道で「わがまちこの1年」の来年の抱負の中で、常態化する異常気象に対応する体制をつくりたいと述べていますが、その一環として役場機構に防災係を設置する考えがな

いかお聞きします。

1、議長（堀田） 答弁、村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 山谷議員の質問にお答えをいたします。

役場機構に防災係を設置する考え方についてであります。

現在、防災に関する業務は、企画課企画係で担っております。地域防災計画の策定及び改訂、防災訓練の実施、防災行政無線に関する業務、災害時における対応及び関係機関との連絡調整を行っております。

災害対応については、東日本大震災からの教訓として、大規模災害への備え、そして昨年本町に被害をもたらした暴風雨、台風などの自然災害への備えの強化がさらに求められているところであります。行政によります災害対策の強化、公助の充実はもとより、町民一人一人や事業者等がみずから取り組む自助、そして町民等が力を合わせて助け合う共助を推進していくこと、加えて北海道などの防災関係機関及び近隣町村との広域連携による災害時対応、対策を的確に行う必要があります。このことから、防災対策担当の名称を町内外に明確に示すことは重要であるというふうに考えているところであります。今後、第5次の行政改革の中で組織機構の見直しも検討してまいりますので、その中で判断をしていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 山谷議員。

1、6番（山谷） 今の答弁の中で、前向きと受けとめております。

防災対策担当の名称を町内外へ明確に示すことは重要であると今お答えいただいたので、その点を共通認識という立場に立って、次のこととお話しさせていただきますが、昨年の台風等々の被害発生の中で、特に注目すべきことは、過去に大きな台風被害を受けたことがない十勝管内各地で甚大な被害をもたらしました。これは皆さんご承知だと思っております。広尾町でも、特に林業では4月の暴風雨により町内の森林で甚大な風倒木の被害が発生をしました。そのことで町部局皆さん奔走していることも私は承知しております。また、本町の基幹産業である漁業においても8月の連続台風による豪雨や流木などで、特に昆布漁や秋サケ定置網漁、そしてシシャモ漁にも甚大な被害や影響、支障が出るなど、自然災害に対する認識や対応策が最も重要視されていると思っております。

また、つい先日には、町内に転入されてまだ1年に満たない町民の方から私に、多分今、報道で「必ず来る道東沖巨大地震」というテーマで3回連載されていますので、そのことなどからだと思うのですが、転勤してきた1年未満の方が、広尾町の防災に関して調べていると。そうしたら、町の組織機構に防災係がないのですよねという生の声を私、承りました。そのことも踏まえまして、再度町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 防災体制でありますけれども、言うまでもないことでありますけれども、広尾町地域防災計画しっかりそれぞれ立てて、課題のある都度、改正も改訂もしているところであります。今、住民のほうで組織上にないから不安だということもわかるわけでありますけれども、現在は企画、そして企画係でその事務分掌の中でそれぞれ担当して担っているところであります。

これまで広尾町は特に災害といえば津波があるわけですが、そういった被災経験をもとに災害対策本部の機能というのは、被災地であるがゆえに、しっかりとした体制が整っているところでもあります。当然、地震の震度ですとか、それから警報が出ると登庁の基準、それから役場に出てきたらどういう配置にするのかという配置基準、これも明確になっておりまして、どこの課が何をするのかというのはもう明文化されておりまして、それぞれの配置については戸惑うことなく、それぞれ任務に当たっているところであります。

そういったことは内部的にはしっかりしているのですけれども、対町民に対して不安だということも事実かなというふうに思っているところであります。ただ、単独でこの課を、係を設けることは、ちょっと今の段階では困難かなというふうに思っています。現状では企画課企画係で担当しておりますから、組織上の頭出しというところは、ぜひ考えてみたいというふうに思っているところであります。

1、議長（堀田） 山谷議員。

1、6番（山谷） 終わりなのですが、今、町長の答弁を、これももう前向きに検討するというふうに、私としては位置づけているつもりであります。どうかこの町民の不安、あるいは対外的、イメージ的にも重要であると、自然災害も非常に多くなっておりますので、この検討するときには十分その辺を配慮しながら検討していただきたいことを期待して、終わらせていただきます。

1、議長（堀田） 次に、10番、^{おだ}小田雅二議員、発言を許します。

1、10番（^{おだ}小田） 1つ目は、まちづくり推進総合計画第3期実施計画の見直しの中での敬老祝金支給事業の大幅な減額についてであります。これについては、前崎議員からも同様の質問が出ていますので、重複しないようお聞きしたいと思います。

基本的に継続事業は、よい意味での行政の継続という名のもとに、大災害や想像もできなかったような社会変化がない限り続けていかなければなりません。その責任が行政にはあります。

しかしながら、平成30年度からの総額ベースでの90%ダウンという見直しは、まさしく逆にこれは見直さなければならぬと思います。お祝い金という性格であっても、その都度その都度の支給であっても、受給する側としては大切なものであり、そして必要なものであります。このお祝い金の性格の事業を他町村と比べて今まで優遇し過ぎくらいという理由を町は挙げていますが、この広

尾町に住むお年寄りのことを考えてください。帯広から1時間半ものところに住む私たちは、専門的な治療を受けるためには、帯広へ、あるいは札幌へ足を運ばなければいけません。また、高齢者の自動車免許の更新のときには、高齢者講習その他について、やはりこれも帯広に行かなければいけません。

この町に住むハンディキャップを考えていくと、このぐらいの優遇策は当たり前と考えます。そしてまた、この敬老祝金の類いの事業をほかの町村と単純に比べると、広尾の場合、先ほど言ったように点数が高いと言えるかもしれませんが、事業はこれだけではなく、ありとあらゆるいろんな形での事業をそれぞれの自治体で行っています。ほかの事業においては、ほかの自治体がより進んでいるものがたくさんあります。このことも含めて、この敬老祝金支給事業の見直しを見直すべきというこの質問にお答えください。

2番目は、第3期実施計画そのものの見直しについてお聞きします。

具体的には、豊似小学校の新築工事と生涯学習センターの建設事業について詳しく聞きたいのでありますが、その前に、この見直しに至ったことについて町長にお聞きしたいと思います。

新聞報道にも詳しく載っていましたが、財政危機となったことについて、これを要約していきますと、2017年度予算からは赤字となり、今後10年以内に基金が枯渇する。理由は人口減少等に伴う地方交付税の減額、そういう歳入減に対し、今後、豊似小学校の耐震化、そして大型公共施設のボイラーの更新とあります。しかし、どれもこれも私は理由にはならないと考えます。

地方交付税の減少は、もう既に10年も20年も前からわかっていたではありませんか。学校の耐震もわかっていました。ボイラーも、いつ更新しなければならぬかもわかっていました。かつシミュレーションでも、どのくらい大変になるかということは理解していたはずであります。しかしながら、今回このように見直しを余儀なくされ、住民はもとより議会としても、これほどのローリングについては驚き戸惑っているわけであります。

また、村瀬町長は、副町長時代も含め、20年近くも広尾町行政のトップのほうにありました。だから、このぐらいの見通しは持っていたはずであります。そして今述べたように、突然の大災害などに起因した勃発的な不可抗力とも言えるような理由が見当たらないわけですから、こうなった責任をどのように感じておられるのかをお聞きしたいと思います。

前崎議員とのやりとりの中で、幾つかの事業をやったからオーバーしてしまったというのが、それが一つの理由だと思います。しかしながら、それであれば、オーバーしたのであれば、一方ではしっかりと切り詰めるところを切り詰めていかなければ、もちろん基金は枯渇します。そして広尾町の財政は真っ赤かになるわけであります。

広尾町は町長のプライベートな企業ではないのですから、赤字の可能性が出てきた時点で速やかに全町民一丸となって、あるいは全職員一丸となって事に当たるべきであります。また、私も議会側としても、このような大きな見落とし、そのような事態に陥ったことについて深い反省と同時にその原因を真摯にチェックしていく必要があります。

具体的に、豊似小学校の新築工事についても、お聞きしたいと思います。

設計内容においては、当初から普通教室が4クラスを想定しています。ほかの自治体でも最初か

ら複式学級を予測して新築の学校がつくられたようなケースはあるのでしょうか。

また、大樹町においては、中島あるいは歴舟小学校が生徒数の急激な減少で校舎改築後10年足らずで閉校に追い込まれたと聞きます。町教育委員会としては、存続あるいは閉校についての基準となる生徒数はどのくらいなのか、これについてもお聞きしたいと思います。

また、建設費は国の補助があるとはいえ億単位の大型事業であり、より安価な建設方法は検討されているのか、お聞きしたいと思います。

次に、生涯学習センターの建設事業についてもお聞きしたいと思います。

私は、35年ぐらい前にこの広尾町に戻ってきました。そして、文化協会にかかわったときに十勝管内の文化ホール、いわゆる生涯学習センターを視察に役場の職員の人たち、そして文化協会の人たちと一緒に行きました。しかしながら、今、いまだにその形すらありません。管内でもこのような施設のない非常に珍しい町となっています。

さて、この生涯学習センター建設事業については、総額16億円とありますが、この事業費は計画当初の試算によるものであって、現在の資材、労務費の高騰も考慮していきますと、どの程度の規模の施設となるのか教えてください。

また、平成32年度に設計費を予算計上することになっていますが、その翌年には着工することとなることで了承しますが、明確に実施するとお答えいただきたいと思います。

以上、学習センターについては教育関係ですが、教育長はもちろん、財政的な背景から町長からのお答えもいただきたいと思います。

以上2点、よろしく願います。

1、議長（堀田） 答弁、村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） ^{おだ}小田議員の質問にお答えをいたします。

まちづくり推進総合計画の第3期の実施計画策定に伴ういろいろな質問を受けたところであります。特に敬老祝金等につきましては、前段、前崎議員のほうにお答えをいたしましたので、そのとおりでございます。重複は避けたいというふうに思っております。

るる今、^{おだ}小田議員のほうからありましたけれども、もう10年以上前に三位一体改革で大変な状況になるというところで、それぞれ各町村、自主・自立プランを立てながらやったところであります。

その中であって、広尾町においては、いろんな方策のもと、住民負担を求めないでできるというもとに今日までやってまいりました。それぞれそのときに、ほかの町村は、この敬老祝金はじめ、それぞれの手当等踏み込んで改革をしたところであります。広尾町はそのことに踏み込まず、これまで頑張って住民サービスに努めてきたところであります。しかし、今後の展望を見たときに、その財政状況が立ち行かなくなるという見通しのもとに、今回、実施計画の見直し、そして第5次の行政改革を立てるところに至ったところでありますので、よろしく願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 続いて答弁、笹原教育長。

1、教育長（笹原） それでは、私のほうから2点目の第3期実施計画におけます大型事業についての考え方として、初めに豊似小学校の新築工事についてのご質問にお答えをさせていただきます。

学校施設につきましては、特に東日本大震災以降、文部科学省からも早急に耐震化を完了することが求められてきている状況にあります。平成28年4月時点では、十勝管内で小中学校の耐震化率100%に達していないのは本町と上士幌町の2町のみで、本町の耐震化率は61.5%で最下位となっている状況にあります。こうした状況を踏まえまして、豊似小学校の耐震性を有する現有の体育館を残し、校舎の改築工事を実施するに至りました。今年度は委託により実施設計を行ったところですが、設計を進めるに当たり、豊似地区の住民で組織された校舎改築検討委員会の意見も反映し、地域と協働した学校づくりの視点で平面図を作成したところでありました。

ではまず、質問にございました1点目の教室の数についてであります。法律で学級編制の考え方が標準として定められておりまして、豊似小学校の今後の児童数の推移をもとにした必要学級数は、普通教室4室、特別支援教室3室となっております。他の自治体についても、この統一の標準により必要学級数を確保しているものでございます。

次に、2点目の存続あるいは閉校となる児童生徒の基準についてですが、これについての基準は特にございません。将来的な児童数の減少を心配する声もあるかと思えますけれども、平成28年度の児童数は45名で、4年後の平成33年度までは30人台を維持し、平成35年度までは普通学級4クラスの確保は可能であり、10年後の平成39年度でも20人台を確保する見込みでございます。農村地域でございますので、今後の新規就農等の状況次第では、児童数が増加する可能性もあるところでもあります。ちなみに、十勝管内では現在も中心部との距離が離れていて、統合が難しい児童20人未満の小規模校が18校存在しております。

次に、3点目の安価な建設方法等を検討されたかのご質問でございます。建築する校舎は、教室不足を解消しつつ、2階建ての至ってシンプルな建物にすることで建築コストを抑制するとともに、豊似地区の地域は、広尾市街と比較しまして寒さも厳しいため、断熱性能がすぐれた建物にすることで、維持管理コストの低減も考慮しているところでございます。現在も豊似小学校の児童は、構造上危険とされる校舎に通っております。存続を決断したからには一日も早く改築をし、子どもたちに安全・安心な校舎に通っていただきたいという強い思いがあります。資材費の高騰や労務単価の上昇など、工事費も増加の傾向にありますけれども、町の有利な交付金や負担金、起債などを最大限に活用し、耐震化率100%達成に向けて着実に進めてまいりたいと考えております。今、学校は、地域とともに子どもたちを育てていくことが大切であります。今後も地域や保護者のご意見もお聞きしながら、子どもたちにとって最もふさわしい学習環境の整備を図ってまいりたいと思っております。

以上、1つ目の答弁とさせていただきます。

続きまして、先送りされる生涯学習センター建設事業についてのご質問であります。

ご質問の生涯学習センターにつきましては、平成32年度に建設される計画でありましたが、このたびの実施計画の見直しにより、平成32年度に調査設計費3,600万円を先送りさせていただいたと

ころでございます。

では初めに、1点目の事業費についてのご質問でございますが、生涯学習推進のための中心施設としての機能と情報発信施設である図書館機能を合わせ持った、町民が利用しやすい複合施設として事業費約16億円で計画されていたところでございますが、事業費につきましては、ご質問にもありましたように、平成22年に計画をしたものであり、資材や労務費等の上昇が考えられ、現時点での同規模での建設となりますと約20数億円になろうかと思われま。

次に、2点目の実施時期であります。平成32年度以降に着工を予定しているところですが、大型事業でありますので、今後の財政状況を踏まえて施設の規模や実施時期も十分検討を要することになろうかと思ひます。また、その際には改めて広く町民の皆さんのご意見等もお聞きし、対応してまいりたいと考えております。

以上で、小田議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 答弁、村瀬町長。

1、町長（村瀬） 学習センターにつきましても、今、教育長のほうから答弁申し上げましたとおり、その実施時期の計画のときに、その時点でそれぞれ判断してまいりたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 小田議員。

1、10番（小田） 豊似小学校の新築工事でありますけれども、10億円ということで全額町の負担ではないけれども、この大型事業と生徒の人数あるいは教育の質、いろいろ複合的に考えますと、大変難しい選択だとは思ひます。ただ既に、歴史といひますか、実際に大樹町あたりでは、このように生徒数の急激な減少で結局は10年ぐらいで学校が使われなくなるというようなことが、この豊似においても起こり得るか得らないかはわかりませんが、その辺はやはり難しいけれども、厳しく見ていかなくてはいけないと思ひますけれども、私は、この3つのことの中で建設費なのですけれども、ここに安価な建設方法というふうに書きましたけれども、私もちょっと建築のほうはよくわかりませんが、例えばプレハブと言ふと言葉が非常に簡易的な、お粗末と言つたら言葉悪いかもしれないけれども、そんなふうに聞こえるかもしれませんが、今はそういうことではなくて、耐震性もプレハブでも可能であるしというようなことも私もいろいろ聞きましたので、その辺についてもこの豊似小学校の新築工事については検討すべきではないかと思ひますけれども、その辺について町の教育委員会は検討されているのかどうか。

そしてもう一つ、生徒数ですけれども、ちょうど5年ぐらいで今40人ぐらいが30人ぐらいになって、そしてその後また5年ぐらいたつと20人ちょっとということになって、そこからはどのように変動するか、それも今言つた数字も推測でありますけれども、いわゆる10年たつと非常に厳しい、3学級もままならないような数字になるわけですけれども、この辺については、そのときはそのと

きだということにもならないと思うし、それ以上増える可能性もあるかもしれません。だけれども、今これからこの人口の急激な減少の日本国において、私は甘くもしかしたらそのまま維持できるのではないかなという判断は行政としてやっぱりすべきではないというふうに考えますので、その辺について、その20人を切っていくとどういうふうに考えていくのか。そのころには私たちはここにはいないかもしれませんが、やはり未来のために検討していかなくてはいけないと思うので、その辺の考えがあればお聞きしたいと思います。それが豊似小学校の関係であります。

そして、生涯学習センターについてなのですけれども、そうすると、32年に書いてある3,600万円の予算というのは、これは、これ自体ももうそこから立ち消えてなくなるという可能性もあるということですかね。私は、ここでやはり町としての考えというか、計画ではあるけれども、これは先送りに次ぐ先送りで、全く無責任な表示だと思うのです。やはりそれこそ32年以降のシミュレーションを怠っているからこうなるのではないかと思うのですね。きちっとしていれば、そこまで出るのではないですかね。そうやりながら5年あるいは10年とシミュレーションしてきたわけでしょう。だから、ここがそういう答えになること自体が私はおかしいと思うのですけれども、それについてはどのように考えますか。

1、議長（堀田） 休憩します。

午後 1時47分 休憩

午後 2時05分 再開

再開します。

笹原教育長。

1、教育長（笹原） それでは、私のほうから2点につきましてお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、1つ目の今日的な、もう少し簡易的な建物の検討はされたのかということでございますけれども、やはり何と申しまして再三申し上げておりますように耐震性ですとかあるいは防音、防寒、そういった部分、それと耐用年数もそうでしょうけれども、そういう教育環境で子どもたちを学ばせるといのは、やはり文科省としてもなかなかその認可は難しいのではないかなというふうにも思っておりますし、それにも増して、やはりそこに通う子どもたちあるいは保護者の方々にとりまして、そうした簡易的な建物での学習環境といのは、これはちょっと認めてもらえないのではないかなというふうに思っております。

それと、2点目の将来の子どもたちの推計、先ほどお話しさせていただきました平成39年度には20人、翌年度にはややもすると1桁というような推計の説明もさせていただきましたけれども、答弁の中でもお話をさせていただきましたように、管内では20人を切る学校がおよそ2割あるわけでございます。それらは、豊似小学校もそうなのですけれども、やはり統合となりますと、豊似小学

校の場合は広尾市街地まで通学をしなければならないということになります。ご存じのように豊似地区、非常に広いわけでございます。ややもすると1時間以上子どもたちがバス通学をすることになるわけでございます。中学生ぐらいならまだ体力的にもあれですけれども、やはり小学校、特に低学年になりますと、その時間帯への精神的なあるいは体力的な負担を考えますと、どうしてもそういった形で学校の整備というのが必要になってくるのではないかなというふうに思っているところでございます。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 生涯学習センターに関してでありますけれども、この関係につきましては、今の計画をつくるときに改めて掲載をしたわけでありまして、その時点で議会に報告したときに、実際にこのセンターに着手するときにはもう一度町民の意見を聞いてくださいという議会の中でご意見がありました。それを受けて私も、実際に着工するときにはもう一度町民の皆様方の意見を聞いて判断したいという答弁をさせていただいております。今回、第6次のところでの計画を立てるときに、もう一度町民の皆様方のほうからご意見もいただいて判断をしたいというふうに思っております。

今回落としてしまうと、基本構想ですとか基本計画にまで行く話でありますから、そういった意味では、次の計画を立てるときにもう一度住民の皆様方に意見を聞いて判断をさせていただきたいと思っております。

1、議長（堀田） ^{おだ}小田議員。

1、10番（^{おだ}小田） 豊似の小学校の関係ですけれども、3年にわたって費用を費やしていくということになりますけれども、教室の規模とかそういうのはやっぱり人数が少ないから、小さくつくればコストが安いということにもならない部分もあるかもしれませんけれども、やはりそれだけの子ども、それだけと言ったらあれですけれども、少ない人数に対する学校であるということから、やはりあらゆることをチェックしながら調査しながら、できるだけコスト面で厳しく見てほしいと思うのですけれども、その辺どんどん技術あるいはいろんな資材なりも新しく開発されていくでしょうから、その辺についてはしっかりとやってほしいなと思うのですけれども、そのことについてお答えあればいただきたい。

そして、今、生涯学習センターについて最初に教育長なり町長から聞いた答えの中で、そういう実際に建てる時は1回またいろいろ意見を伺ってというふうに言われたけれども、そういうお答えでは住民の立場からして、何かつくり出すということではなくて、建てる時はもう一回聞くわ、こういうようなお答えだと思うのですけれども、そういう答えで住民からの理解を得られるとお考えですかどうかということが1つ。

それと、今いろいろつくる時には聞いてみますというけれども、そういう話でもないのではな

いですかね。と思うのですよ。全然行政の主導権というか、執行に対する責任さが非常に私は感じられないのです。というのは、例えばこの町の規模であれば、大体人数に対する、文化ホールであれば客数、席の数だとか、大きな人気ある人が来たりとか、講演者でいろんな人が、タイプがあるだろうけれども、それによって違うだろうけれども、基本的に図書館と併設してやるわけだから、それは町長、プランとして、これはこのぐらいのものだというふうにとつしかり考えを持ってやるべきであって、その後に実際の利用者が、多く利用される方の意見も聞きながら、もちろん町民からの意見も聞かざるうけれども、まさか白紙に戻した格好でどんなのがいいですかということには今さらならないのではないかと思います、どうでしょうか。

以上2つ、お答えください。

1、議長（堀田） 笹原教育長。

1、教育長（笹原） 私のほうから建物の関係でございます。

できるだけ、お話しさせていただきましたように、体育館は耐震性がございますので、それらを中心にして新たな配置計画をさせていただいております。平屋であればまたコストがあるので2階建てという形で、いわゆるシンプルな建て方を、なるべくシンプルな形になるように検討させていただいております。

それと、教室の数ですけれども、今どうしても特別支援ということで、そういう子どもたちも増えているものですから、特別教室というものが必要になってくるわけです。できるだけ普通学級でというのはあるのですけれども、そういう子どもたちの障がいの程度によってはそういう教室が必要になってくるものですから、今時点ではちょっとそれが不足して違う教室を活用したりしているものですから、それらも解消する意味で、今回、必要最低限の教室の整備をさせていただいているところでございますので、よろしく申し上げます。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 物事を進める上での計画の今お話を伺ったところでありますけれども、広尾町まちづくり推進総合計画、これは23年に立てて10か年の計画であります。実施計画については、時代の変化もあるので、また、住民ニーズも変化するので、3年ごとに見直しましょうということで進んでいるところであります。当然、自立プランの最中でありまして、自立プランは平成17年から平成26年までのプランでありますから、そのときには財政状況等も非常に厳しい状況もあったわけがあります。また、人口減少もあったところでありまして、そういった意味で実施計画につきまして3年ごとに見直しをするというところ、これはいろいろ物事を進める上でそれぞれの手続論だというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

1、議長（堀田） 次に、3番、北藤利通議員、発言を許します。

1、3番（北藤） 私は、今後のサンタランドの事業の展開についてお伺いをいたします。

広尾町のシンボルである「ひろおサンタランド」は、国内で唯一認定され、さまざまな事業を展開してきているが、近年、サンタメール事業は申込数が減少しており、森林公園の来場者も減少傾向となっている。

今後、魅力あるまちづくりを進めていく中で、サンタランド事業をどのように展開していくかをお伺いいたします。

1、議長（堀田） 答弁、村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 北藤議員の質問にお答えいたします。

広尾町のまちづくりの柱の一つとして、サンタランドを位置づけ、各種サンタランドにかかわる活動に取り組んでまいりました。その中でもサンタメール事業は、昭和59年にサンタランドとして認定された翌年から今年まで32年間、「愛と平和、感謝と奉仕」の精神をサンタメールを通じて広く全国に発信し続けてきたところであります。

サンタメール事業は総数では200万通を超えているところでありますが、今年度の発送数は1万7,822通であり、前年比で661通の減少になっております。平成26年度からは、サンタメール事業を活用して親と暮らせない子どもたちにクリスマスを楽しんでもらおうと、「子どもの夢を応援するプロジェクト」を道内企業の協力を得て企業の社会貢献活動の一つとして取り組み、サンタメールの申し込みにつなげてきたところであります。

28年度から3か年継続事業としてサンタメールの申込件数を増やすことや、サンタランドの活性化のために北海学園大学の佐藤研究室と連携し、広尾高校生、それから地域住民を巻き込み、地域の課題を再考し、サンタランド活性化施策の提言を行ってもらおうプロジェクトも始めているところであります。今後もサンタランドを柱の一つとして、魅力あるまちづくりを進めていきたいと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 北藤議員。

1、3番（北藤） 59年からメール事業が始まったということで、このメールは永田萌さんのイラストのあれをずっと使っておるのですね。それで、やはり私は、その永田萌さんのイラストのメールを、大人の方、まだ高校生ぐらいでしたら大変魅力的なものがあるのかと思います。小学生ぐらいになりますと、このイラストがどういうものかというのがまだしっかりとわからないと思うのですね。

それで、せっかくのさーたちゃんという着ぐるみのああいうものも広尾町でできたわけでありますから、そういうものとかアニメのプリントアウトしたようなものを作製できないのか、その辺ち

よっとお聞きしたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） メールのカードの絵といたしましては、永田萌さんにずっと書きおろして描いていただいているところであります。書きおろしてありますから、作家、画家が毎年絵を描くというのは、すごいことでもあります。そういった意味で、これまで毎年のように書きおろして、妖精をイメージしたカードになっているところであります。そういった意味で、評価というのは、いろいろなご意見もあるのは事実であります。しかし、これまで取り組んで、思いを入れて永田萌さんが本町にカードを描き続けてきてくれているというところもあるわけであります。

また、もう一方は、時代に即応した、今、議員がおっしゃったようにさーちゃんもいるわけありますから、違うカードもというところのご意見もあるところであります。どういうカードが今の時代に合っているのかというところもしっかりと議論をしながら考えていきたいなというふうに思っているところであります。しかしながら、サンタランドを発信する一つのやっぱり手段としては、サンタメール事業、これは欠かせないところでありまして、何とかこのサンタメール事業、採算ベースぎりぎりのところで今踏ん張っているところでありまして、何とかいろんな方のご意見もいただきながら、ご指導もいただきながら、ぜひ続けていきたいなというふうに思っているところであります。

1、議長（堀田） 北藤議員。

1、3番（北藤） 今、町長ご答弁いただきましたけれども、いずれにしても本当に小さな小学生だとか、そういう子どもさんのことを考えれば、それに見合ったメールもひとつお願いしていただきたいなというふうに思っております。

あと、来場者の減少傾向ということで、61年ですか、札幌円山動物園からトナカイさんを2頭購入いたしましたですね。その2頭がいたおかげで、かなりなサンタランドのまちとしての来場者も増えていたかと思えます。これも残念ながら平成5年までに2頭とも亡くなったということで、大変見るところがもうなくなったのかなという点もございます。

それで、やはりこれからは僕は、恋人の聖地だとかそういう若い方々が町外から来ていただいて、恋人の聖地で2人誓い合って、そしていろいろとくつろげる場所というのがない、そして軽食もするところないと。やっぱりそういうことを考えますと、何か魅力ある町としてサンタランドのまちと位置づけているけれども、やはり町外から来る人にすれば、広尾の町へ来て2人で恋人とアイスクリーム、ソフトクリームを食べたり軽食のサンドイッチを食べたりして時間を費やして、そして帰っていくという、やっぱりそういう魅力が必要だと思うのですけれども、その辺どうでしょうか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） やっぱりサンタランド、どうやって1年中広尾町に来ていただくかというところが、今、本当に最大の課題でありまして、点灯式の時期についてはイルミネーションがあって非常に華やかで広尾町にも訪れてきてくれるのですけれども、なかなか1年を通してというところになると課題があるところであります。

いろいろな工夫をしながら、夏はサンタの家のところでもコンサートを開いたり、いろいろなことをやって来客を増やす手段もしているところであります。しかしながら、去年はやっぱり災害の影響を受けて非常に落ち込んだところが実態だというふうに思っております。その前もちょっと落ち込んでおりますけれども、大体1万3,000、1万4,000人ベースで来ているところであります。去年は1万1,000人強というところになっていてあります。

やはり魅力ある町をつくって、何かやっぱり広尾のサンタランドに行きたいというものが無いと、なかなか来てくれないというところもあろうかというふうに思っております。そういった意味では、いろいろな物販含めて飲食含めて、なかなか行政だけでは限界あるものですから、ぜひ民間の活力も活用させていただいて、いろいろな情報提供しながら、そういった民間の方とも連携しながら、魅力あるサンタランドづくりを進めていきたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 北藤議員。

1、3番（北藤） ひとつ町長、その辺もよろしくお願いをいたしたいと思います。

次に、オスロ通りがございますね。あの通りを、昔は、昔というか、あそこをメインに夏祭りを開催した経緯がありますね。やはりあのときのムードというのが、すばらしく僕はよく感じているのです。今あの駐車場でやっているお祭りというのは、ちょっといかがなものかと思いつつ、また復元できないのかなというふうに思っているのです。それで、オスロ通りを国道から入り口に、時計がついて何か門みたいのがありますね、角1か所ね。やっぱりあれも少し修繕して、もう少し光るものにして、オスロ通り、やっぱり役所まで行く通りだから、それをきちっと整備して、広尾町の役場まで到達する、そういう通りだと思っております、オスロ通りね。サンタになじんだ通りにしたと思うのです。

それで、やっぱりそういうところもきちっと整備して、広尾町の町、来たらこうだねとしなかったら、あのシンボルのオスロ通りと書いたあれがさびて、時計は今の何だか時計ではなくて10分ぐらい狂っているのですけれども、その辺やっぱり町も財政ないといえども、その辺は魅力ある広尾の町として何か一つ一つそういうところをやっていったほうがいいと思うのです。

それと、やっぱりあのオスロ通りの花壇、あれがちょっといまいち花が植わさっていない状態でしょう。やっぱり僕は、この寒さに耐えられる北方圏の花があるのですよね。ですから、やっぱりそういうところからいろいろと、植栽1回やればそんなにしなくてもいいのかなと思うのです。ですから、あの花壇をきれいにして、北方圏の花を植えて、あの通りを少し華やかにして、サンタランドのまちは広尾のここの役所から発信しているのだよという、やっぱりそういうことも計画して

いただきたいというふうに思っているのです。

あと、クリスマスが終わったら1月いっぱいには点灯しているのでしょうか、庁舎のツリーの点灯ですか、今消えていますよね。やはり庁舎のあそこぐらいは点灯しておいてもいいのかなと思うのです。やっぱりコミセンもたくさん会議なんかして使われるわけだから、それ火を消すことなく、そういうことは考えていないのか、どうでしょうか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） ひろおサンタランドということで標榜しているわけでありまして。やっぱり町並みというのは町の印象で、大変重要なところだというふうに思っております。そういった意味では、町の通り、通りというのは、いろんな植樹含めて街灯も含めて整備をしてきたのですが、今ご指摘の役場の前のオス口通りという7丁目の通りでありますけれども、当時はやっぱりグレードアップ事業を利用いたしまして、補助事業を利用いたしまして、歩道の整備、平板ブロックを張ったり、花壇をつくったり、新しい街路灯をつくったりして整備をしたのですが、なかなかその平板ブロックもちょっと不具合というか、除雪の問題がありまして、今、舗装に切りかえましたけれども、なかなか維持管理等行き届かない点もありますけれども、今のところは管理をさせていただいておりますけれども、これがオス口通りだという名称にはまだまだなっていないところであります。

そういった意味で、そこに限らず町の景観というところ、非常に維持管理費もなかなか出ない状況にありますけれども、そういった、今、議員の提案を受けて、もう一度やっぱり町並みとか景観含めてサンタランド事業、やはり来た人が、ああ、広尾はいいなという、潤いがあるなという、そんな観点でもう一度サンタランド事業全体を見直していきたいなというふうに思っているところであります。

1、議長（堀田） 北藤議員。

1、3番（北藤） それと、あともう一つなのですけれども、せっかくさーたちゃんの着ぐるみができているわけでありましてよね。それで、イベントのときだけ使われているような状態だと思うのです。それで、私は、これから主体となってそういう祭りを盛り上げるのは、高校生だとか中学生だとか、やっぱりこういう若い世代かなというふうに思うのです。それでやっぱり身近にさーたちゃんの着ぐるみを試着してもらって、さーたちゃんお邪魔に来ましたとか、やっぱりそういう形で高校なり中学校なり小学校なり、あとまたいろんな関係の施設もあろうかと思えます。そういうところで月に1回ぐらいずつ、何ていうのでしょうか、1か月ごとに変わって、きょうはここ、次の月は中学校だとか、そういうふうにして、さーたちゃんのそういうあれを実際に体験してもらおうということで、サンタのまちの盛り上がりにつながるのではなかろうかというふうに思いますので、その点もぜひお考えの上よろしく願いいたしまして、終わりにしたいと思います。

どうもありがとうございました。

1、議長（堀田） 以上で、一般質問を終わります。

◎散会の宣告

1、議長（堀田） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

あす10日から16日までは議事の都合により休会とし、17日は午前10時から本会議を開きます。

なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承願います。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 2時30分